

令和3年度

財政援助団体等監査結果報告書

令和4年4月

港区監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定に基づき実施した令和3年度財政援助団体等監査の結果を、同法同条第9項の規定により、次のとおり報告します。

令和4年4月12日

港区監査委員

徳重寛之

同

高橋元彰

同

池田幸司

同

有賀謙二

《目 次》

第 1	監査の概要 . . . . .	1
1	監査実施期間 . . . . .	1
2	監査対象団体等 . . . . .	1
3	監査対象範囲 . . . . .	1
4	監査実施団体等及び監査の方法 . . . . .	1
5	監査の主な観点 . . . . .	4
第 2	監査の結果 . . . . .	5

## 第1 監査の概要

### 1 監査実施期間

令和3年10月12日から令和4年1月28日まで

### 2 監査対象団体等

- (1) 区が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）を行っている団体等
- (2) 区が資本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している法人
- (3) 区が公の施設の管理を行わせている団体
- (4) 上記（1）から（3）の団体等を所管する部局

### 3 監査対象範囲

令和2年度の事業を対象に実施した。

### 4 監査実施団体等及び監査の方法

#### (1) 実地監査を行った団体

監査実施団体等一覧表の1から9までの団体を対象に、財政援助等に係る出納その他の事務の執行が、交付等の目的に沿って、適正かつ効率的に行われているかどうかについて実地監査を行った。

#### (2) 書面監査を行った団体等

監査実施団体等一覧表の10から15までの団体及び事業者を対象に、財政援助等に係る事務が適正に行われているかどうかについて所管部局に対して書面監査を行った。

#### (3) 税理士等による会計書類調査

監査実施団体等一覧表のうち、次の団体については、税理士に会計書類調査を委託し、その結果を参考とした。

- ・ ピーウォッシュ・太平ビルサービス 共同事業体
- ・ 社会福祉法人 ノテ福祉会
- ・ 社会福祉法人 東京聖労院
- ・ 医療法人財団 百葉の会
- ・ 社会福祉法人 友愛十字会

- ・ かたばみ・山本・GS グループ
- ・ ピーウォッシュ・アシックススポーツファシリティーズ・東急コミュニティー 共同事業体
- ・ 特定非営利活動法人 コムーネ汐留
- ・ 株式会社 明日葉

《監査実施団体等一覧表》

	団体等名称	補助金等の名称	補助金等の金額
1	ピーウォッシュ・ 太平ビルサービス 共同事業体	赤坂いきいきプラザ管理運営	170,836,092 円
		青南いきいきプラザ管理運営	
		青山いきいきプラザ管理運営	
		港南いきいきプラザ管理運営	143,169,283 円
2	社会福祉法人 ノテ福祉会	北青山高齢者在宅サービスセンター 管理運営	58,413,840 円
		北青山地域包括支援センター管理 運営	51,380,912 円
3	社会福祉法人 東京聖労院	赤坂子ども中高生プラザ管理運営	192,918,501 円
		特別養護老人ホーム サン・サン赤坂管理運営	109,578,080 円
		高齢者在宅サービスセンター サン・サン赤坂管理運営	15,772,575 円
4	医療法人財団 百葉の会	健康増進センター管理運営	64,909,625 円
5	社会福祉法人 友愛十字会	障害保健福祉センター管理運営	673,213,046 円
		児童発達支援センター管理運営	424,522,316 円
6	かたばみ・山本・GS グループ	円通寺坂公園等管理運営	155,468,955 円
		(1)円通寺坂公園	
		(2)一ツ木公園	
		(3)氷川公園	
		(4)高橋是清翁記念公園	
		(5)乃木公園	
		(6)青葉公園	
(7)青山公園			

	団 体 等 名 称	補 助 金 等 の 名 称	補助金等の金額
		(8)一ツ木児童遊園	
		(9)桑田記念児童遊園	
		(10)南一児童遊園	
		(11)南青山三丁目児童遊園	
		(12)南青山四丁目児童遊園	
		(13)南青山六丁目児童遊園	
		(14)北青山一丁目児童遊園	
		港区スポーツセンター管理運営	24,342,804円
7	ピーウォッシュ・ アシックススポーツファシリ ティーズ・ 東急コミュニティー 共同事業体	麻布運動場管理運営	227,201,061円
		青山運動場管理運営	
		芝浦中央公園運動場管理運営	
		芝給水所公園運動場管理運営	
		埠頭少年野球場管理運営	
		芝公園多目的運動場管理運営	
		芝浦南ふ頭公園運動広場管理運営	
		氷川武道場管理運営	8,041,780円
8	特定非営利活動法人 コムーネ汐留	汐留西地区における維持管理	12,539,554円
9	株式会社 明日葉	男女平等参画センター管理運営	115,186,498円
10	社会福祉法人 長岡福祉協会 ほか1団体	新橋はつらつ太陽及び西麻布 作業所の給食費に係る補助金	4,850,940円
11	社会福祉法人 長岡福祉協会	新橋はつらつ太陽の利用者送迎 費用補助金	37,100,686円
12	港区私立幼稚園連合会	港区私立幼稚園連合会補助金	12,032,976円
13	ライフサポート 株式会社 ほか8団体	港区私立認可保育所等ICT化推進 事業補助金	25,562,787円
14	ライフサポート 株式会社	港区サービス付き高齢者向け住宅 家賃減額補助金	30,369,600円
15	港区放送協会 ほか5団体	MINATOシティプロモーションクル ー認定事業	4,974,000円

## 5 監査の主な観点

### (1) 補助金等交付団体等

#### ア 所管部局

- ① 補助金等の交付の方法、手続及び時期は適正か。
- ② 補助金等の効果及び条件の履行の確認は適切か。
- ③ 団体への指導・監督は適切に行われているか。

#### イ 団体等

- ① 補助金等交付申請及び報告は適時、適切に行われているか。
- ② 補助事業は、計画及び交付条件に従って、適正かつ効果的に執行されているか。
- ③ 補助金等に係る収支の会計経理は適正に行われているか。

### (2) 出資団体

#### ア 所管部局

- ① 団体の経営成績及び財政状態が十分に把握され、適切な指導・監督が行われているか。

#### イ 団体

- ① 設立等の目的に沿って事業運営が行われているか。
- ② 会計経理及び財産管理は適正に行われているか。
- ③ 経営成績及び財政状態は健全か。

### (3) 公の施設の管理を行わせている団体

#### ア 所管部局

- ① 指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているか。
- ② 指定管理団体への指導・監督は適切に行われているか。

#### イ 団体

- ① 管理運営に関する協定に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ② 管理業務に係る収支の会計経理は適正に行われているか。

## 第2 監査の結果

### 1 ピーウォッシュ・太平ビルサービス 共同事業体

【所管部局：芝浦港南地区総合支所】

区は、ピーウォッシュ・太平ビルサービス共同事業体に対して、港区立港南いきいきプラザの指定管理料1億4,316万円余を支出した。

#### (1) 会計処理について《意見事項》

指定管理者が提出した令和2年度実績報告書と、監査当日に確認した関係帳票等を照合したところ、スカイウェル保守点検業務委託について、予算執行状況報告書では74,000円の予算額に対し、執行額74,000円と記載されていたが、支払額は73,260円となっており、740円の差異があった。

所管課は、指定管理者に対して、正確な支出報告書の作成を指導されたい。

また、提出された報告書を十分に精査し、適正な予算執行に基づく指定管理料の清算処理が適正に行われているか等について、内容を厳正に確認されたい。

### 2 社会福祉法人 ノテ福祉会

【所管部局：保健福祉支援部】

区は、社会福祉法人ノテ福祉会に対して、港区立北青山高齢者在宅サービスセンターの指定管理料5,841万円余を支出した。

#### (1) 事業計画書の変更について《指摘事項》

指定管理者制度運用マニュアルでは、年度の途中に当初予定していた事業計画の実施が困難となった場合には、区と指定管理者とが協議したうえで、事業計画の変更内容を決定するとされている。

令和3年2月1日付けで指定管理者から提出された港区立北青山高齢者在宅サービスセンターに関する事業計画書の変更について、収受の起案関連文書一覧に「令和2年度港区立虎ノ門高齢者在宅サービスセンター事業計画書の提出について」が添付されており、また、変更に関する承認通知書も出していなかった。

事業計画の変更協議があったときは、指定管理者にその理由について、詳細な確認を行い、内容を十分に精査したうえで、変更の可否を判断するとともに、港区文書管理規程に基づいて適正に事務処理を行うべきである。



### 3 医療法人財団 百葉の会

【所管部局：みなと保健所】

区は、医療法人財団百葉の会に対して、港区立健康増進センターの指定管理料6,490万円余を支出した。

#### (1) 指定管理料の算出について「意見事項」

指定管理者が提出した令和2年度実績報告書と、監査当日に確認した関係帳票等を照合したところ、指定管理料の算出に当たり、消費税が既に含まれている通勤費にさらに消費税率10%を乗じて計算したため、228,000円指定管理料が多く支払われていた。

所管課は、指定管理料に係る予算編成及び支払に際して、これを看過してしまったことは甚だ遺憾である。提出された報告書や関係書類を十分に精査し、適正に予算が執行されているか等について、内容を厳正に確認されたい。

### 4 社会福祉法人 友愛十字会

【所管部局：保健福祉支援部】

区は、社会福祉法人友愛十字会に対して、港区立障害保健福祉センターの指定管理料6億7,321万円余、港区立児童発達支援センターの指定管理料4億2,452万円余を支出した。

#### (1) 業務の再委託について「指摘事項」

港区立障害保健福祉センター管理運営に関する基本協定書第16条の規定では、事前に区の承諾を受けた場合を除いて、業務の一部を第三者に委託してはならないとしている。

しかし、障害保健福祉センターの空調設備点検について、再委託協議書では再々委託先として東京冷機工業株式会社となっているが、点検報告書は株式会社テクノ菱和から出ていた。

また、害虫生息点検委託について、「㈱シー・アイ・シー」が実施していたが、委託に関する協議が行われていなかった。

所管課は、指定管理者に対し、再委託協議に際しては再委託する業務の内容や実施方法等を明確にするよう指導するとともに、指定管理者から説明を求めるなどその内容を十分に精査し、再委託等が適切に行われるよう徹底すべきである。

## **(2) 文書收受処理を的確に行うべきもの《意見事項》**

港区文書管理規程第15条では、配布文書の処理に関して、所管課において直接受領した文書については、收受印を押したうえで、速やかに処理をすることとしている。

しかし、物品管理責任者任命報告書について、令和2年4月1日付けで提出されていたが、收受印がなかった。

また、児童発達支援センターの月次実績報告書について、令和2年9月分と令和3年1～3月分に收受印がなかった。

業務に関する報告書は、所管課が主体性をもって指定管理業務の履行状況を確認し、管理するうえで、不可欠な文書である。

所管課は、港区文書管理規程に基づいて適切に処理し、業務の履行状況の確認を確実にを行うよう努められたい。

## **5 かたばみ・山本・GS グループ**

**【所管部局：赤坂地区総合支所】**

区は、かたばみ・山本・GSグループに対して、港区立円通寺坂公園等の指定管理料1億5,546万円余を支出した。

### **(1) 実績報告書の作成について《指摘事項》**

港区立円通寺坂公園等の管理運営に関する基本協定書第25条第2項の規定では、四半期ごとに、支払を受けた指定管理料の執行の内訳を明らかにした書類を、四半期終了後、翌月の20日までに区に提出しなければならないとしている。

所管課は、四半期ごとの報告に基づいて、関連帳簿や領収書の確認等により指定管理料が適正に執行されているかを検査することとしているが、報告書が提出されていなかった。

所管課は、事業者に対し、基本協定書で規定した期限までに提出させるよう指導すべきである。

### **(2) 業務の再委託について《指摘事項》**

港区立円通寺坂公園等の管理運営に関する基本協定書第16条の規定では、事前に区の承諾を受けた場合を除いて、業務の一部を第三者に委託してはならないとしている。

しかし、令和2年8月3日に開設した高橋是清翁記念公園管理事務所の空調設

備点検については、区の承諾がないまま再委託を行っていた。

また、指定管理者が区と取り交わした再委託に関する申請書及び承諾書において、彫刻保存処理の委託について、二重で記載されていた。

さらに、旧乃木邸ネズミ・害虫防除の委託について、業務内容に関してはゴキブリとチョウバエとなっており、ネズミの防除は含まれていなかった。

所管課は、指定管理者に対し、再委託協議に際しては再委託する業務の内容や実施方法等を明確にするよう指導するとともに、指定管理者から説明を求めるなど、その内容を十分に精査し、再委託等が適切に行われるよう徹底すべきである。

## 6 ピーウォッシュ・アシックススポーツファシリティーズ・東急コミュニティー共同事業体

【所管部局：教育委員会事務局教育推進部】

区は、ピーウォッシュ・アシックススポーツファシリティーズ・東急コミュニティー共同事業体に対して、港区スポーツセンターの指定管理料2,434万円余、港区立麻布運動場等の指定管理料2億2,720万円余、港区立氷川武道場の指定管理料804万円余を支出した。

### (1) 執行状況報告書の提出について《指摘事項》

指定管理者は、港区スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書第25条第2項により、四半期ごとに、支払を受けた指定管理料の執行の内訳を明らかにした書類を、四半期終了後、翌月の20日までに区に提出しなければならないとしている。

所管課は、四半期ごとの報告に基づいて、関連帳簿や領収書の確認等により指定管理料が適正に執行されているかを検査することとしているが、第2四半期以降の報告書が提出されていなかった。

所管課は、事業者に対し、基本協定書で規定した期限までの提出を促すよう指導すべきである。

### (2) 不適切な文書処理について《指摘事項》

指定管理者制度運用マニュアルでは、年度の途中に当初予定していた事業計画の実施が困難となった場合には、区と指定管理者とが協議したうえで、事業計画の変更内容を決定するとされている。

運動場の指定管理料は第1四半期に「光熱水費」から「修繕費」へ1,231,618円流用し、第2～第4四半期では「修繕費」から「光熱水費」へ490,416円流用していたが、文書起案・決裁がされていなかった。

所管課は、事業計画の変更協議があったときは、指定管理者にその理由等を詳細に報告させ、内容を十分に精査したうえで、他の経費からの流用等の可否を判断するとともに、港区教育委員会文書管理規程に基づいて適正に事務処理を行うべきである。

### **(3) 指定管理料の支出について《指摘事項》**

複合機のリース料について、令和2年7月から令和3年3月までの9か月分(154,440円)は、賃借料と委託費で二重に支出されていた。

所管課は、指定管理者に対して、正確な支出報告書の作成を強く指導すべきである。

また、提出された報告書を十分に精査し、適正な予算執行に基づく指定管理料の清算処理が適正に行われているか等について、内容を厳正に確認すべきである。

### **(4) 業務の再委託について《指摘事項》**

港区スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書第16条の規定では、事前に区の承認を受けた場合を除いて、業務の一部を第三者に委託してはならないとしている。

しかし、スポーツセンターのバスケットゴールの保守点検報告書がセノー(株)から提出されているが、再委託の協議はされていなかった。

また、運動場の給排水衛生設備管理業務は、(株)シーアイシーアクアテックが再委託を行っているが、その内の「水質検査業務」については、ヒロエンジニアリング(株)が実施、報告を行っていた。

所管課は、指定管理者に対し、再委託協議に際しては再委託する業務の内容や実施方法等を明確にするよう指導するとともに、指定管理者から説明を求めるとともに、その内容を十分に精査し、再委託等が適切に行われるよう徹底すべきである。

### **(5) 文書收受処理を的確に行うべきもの《意見事項》**

港区教育委員会文書管理規程第15条では、配布文書の処理に関して、所管課において直接受領した文書については、收受印を押したうえで、速やかに処理

をすることとしている。

しかし、指定管理者から提出された月次及び年度実績報告書と物品管理責任者任命書には、収受印がなかった。

実績報告書等は、所管課が主体性をもって指定管理業務の履行状況を確認し、管理するうえで、不可欠な文書である。

所管課は、港区教育委員会文書管理規程に基づいて適切に処理し、執行実績の確認を確実にを行うよう努められたい。

## 7 株式会社 明日葉

【所管部局：総務部】

区は、株式会社明日葉に対して、港区立男女平等参画センターの指定管理料1億1,518万円余を支出した。

### (1) 指定管理料の清算について《指摘事項》

指定管理者が提出した令和2年度実績報告書と、監査当日に確認した関係帳票等を照合したところ、港区立男女平等参画センターの情報誌「オアシス」に関する制作・印刷・配布業務について、事業運営費の広報費（予算額2,200,000円に対して、1,800,700円を執行）で支出しているが、執行残額399,300円が清算されていなかった。

所管課は、指定管理者に対し、執行残となった経費に関して、適切に処理するよう指導するとともに、提出された報告書を十分に精査し、予算執行に基づく指定管理料の清算処理が適正に行われているか等について、内容を厳正に確認すべきである。

### (2) 業務の再委託について《指摘事項》

港区立男女平等参画センターの管理運営に関する基本協定書第16条の規定では、事前に区の承諾を受けた場合を除いて、業務の一部を第三者に委託してはならないとしている。

しかし、大規模イベント展示作品撮影対応業務については、区の承諾がないまま株式会社Jリポートに再委託を行っていた。

所管課は、指定管理者に対し、再委託協議に際しては再委託する業務の内容や実施方法等を明確にするよう指導するとともに、指定管理者から説明を求めるなど、その内容を十分に精査し、再委託等が適切に行われるよう徹底すべきである。

## 8 港区私立幼稚園連合会

### 【所管部局：教育委員会事務局教育推進部】

区は、港区私立幼稚園連合会に対して、港区私立幼稚園連合会補助金1,203万円余を支出した。

#### (1) 補助金交付申請書類について《意見事項》

区が令和2年12月18日に受領した交付申請書の添付書類が、「事業計画及び所要額算定内訳書」と「収支予算書」ではなく、「事業計画並びに収支予算及び主要額算定内訳書」だった。

申請受理の際などに確認が可能であったと考えられ、漫然と看過したことは甚だ遺憾である。

所管課は、港区私立幼稚園連合会に対し、交付要綱に基づく添付書類の提出を求められたい。

提出された申請書等については、その内容を十分に精査し、正確な事務処理を行うとともに、組織的な確認体制を整えられたい。

#### (2) 文書收受処理を的確に行うべきもの《意見事項》

港区教育委員会文書管理規程第15条では、配布文書の処理に関して、所管課において直接受領した文書については、收受印を押したうえで、速やかに処理をすることとしている。

しかし、港区私立幼稚園連合会から提出された実績報告書に、所管課の收受印がなかった。

実績報告書は、所管課が執行状況を確認し、管理するうえで、不可欠な文書である。

所管課は、港区教育委員会文書管理規程に基づいて適切に処理し、執行実績の確認を確実にを行うよう努められたい。

#### (3) 実績報告書の作成について《意見事項》

「港区私立幼稚園連合会」が提出した実績報告書の鑑文について、「港区私立幼稚園連合会補助金交付要綱第4条に基づき下記のとおり提出します。」と記載されているが、第4条は「補助金の交付決定及び通知」の規定であり、第9条「実績報告」の規定が引用されるべきであった。

所管課は、受理した申請書等については、その内容を十分に精査し、正確な事務処理を行うとともに、組織的な確認体制を整えられたい。

## 9 ライフサポート 株式会社

【所管部局：保健福祉支援部】

区は、ライフサポート株式会社に対して、港区サービス付き高齢者向け住宅家賃減額補助金3,036万円余を支出した。

### (1) 要綱の規定について「意見事項」

港区サービス付き高齢者向け住宅家賃減額補助金要綱第8条で補助金の交付決定について、「区長は、前条の規定による申請のあったときは、これを審査し、適当と認めるときは、補助を決定し、港区サービス付き高齢者向け住宅家賃減額補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。」と規定されているが、前条（第7条）は「供給計画の提出」の規定であり、第6条「補助金の交付申請」の規定を引用すべきであった。

基本的事項の誤りであり、申請書交付の際などに確認が可能であったと考えられ、甚だ遺憾である。区民の信頼を損ねることにもつながることから、要綱の制定にあたっては、組織的な確認体制を徹底されたい。